平成２２年（フ）第３３４号
山形市南栄町３丁目12番３号
債務者　大場　利江
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５６号
熊本市楡木４丁目７番12号　ハミングコート林Ｄ－２
債務者　東　　英生
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　武典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８８３号
大阪府泉佐野市高松東１丁目１番35号
債務者　米谷庄三郎
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８８４号
大阪府泉南郡岬町深日994番地の119、前住所大阪府泉南郡岬町深日994番地の259
債務者　髙橋　一孝
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８８５号
大阪府泉南郡岬町深日994番地の119、前住所大阪府泉南郡岬町深日994番地の259
債務者　髙橋　幸博
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９８７号
大阪府和泉市富秋町２丁目22番33号、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目５番52号
債務者　石田　　暢
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１０２号
愛知県瀬戸市水無瀬町206番地
債務者　サントロペこと　青木ゑい子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２２号
秋田県横手市十文字町字西上46番地16
債務者　大野　武範
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５３６号
北海道二海郡八雲町出雲町60番地171　出雲町Ｂ団地７－１－２－373
債務者　勇内山紀子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５５４号
函館市桔梗町435番地429
債務者　田中　英樹
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５５８号
函館市柏木町23番14号
債務者　柴田　洪吉
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５５９号
函館市柏木町23番14号
債務者　柴田　知惠
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５６３号
函館市若松町22番18号
債務者　有馬　昌子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５６４号
函館市深堀町12番４号
債務者　玉野　　茜
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０号
群馬県太田市新島町790番地２
債務者　山下まり子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１３０号
三重県伊勢市中島２丁目10番18号
債務者　池田　里恵
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
愛知県田原市越戸町才八633番地１
債務者　大竹　　弘
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３１３号
愛知県田原市田原町新町60番地４、従前の住所愛知県田原市越戸町才八633番地１
債務者　大竹　伸芳
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部